



# 秋田県公報

### 目次

#### 告示

保安林の予定森林の指定(九二・森林土木課)  
道路区域の変更(九三・道路環境課)

証紙売りさばき人の指定事項の変更の届出(九四・会計課)  
証紙売りさばき場所の変更の承認(九五・会計課)

#### 公告

県営土地改良事業計画の決定(鹿角総合農林事務所)  
県営土地改良事業の換地処分(北秋田総合農林事務所)  
" (山本総合農林事務所)

土地改良区の役員の退任の届出(秋田総合農林事務所)  
土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可申請を適当とする旨の決定(秋田総合農林事務所)

|        |    |                                 |             |                          |       |                            |           |          |                            |            |            |            |
|--------|----|---------------------------------|-------------|--------------------------|-------|----------------------------|-----------|----------|----------------------------|------------|------------|------------|
| 男鹿市    | 郡市 | 森<br>林<br>の<br>所<br>在<br>場<br>所 | 全<br>面<br>積 | 保安林指定<br>見込面積<br>(ヘクタール) | 指定の目的 | 指<br>定<br>施<br>業<br>要<br>件 | 伐採種別      | 立木の伐採の方法 | 立木の伐採                      |            |            |            |
| 北浦入道崎  | 大字 |                                 |             |                          |       |                            | (平方メートル)帳 | 見込み      | 標準伐期齢                      | 特別伐採の場合    | の限度並びに     | の限度並びに     |
| 昆布浦    | 字  |                                 |             |                          |       |                            | (ヘクタール)   | (ヘクタール)  | 間伐その他                      | の採択に係る     | 樹種         | の採択に係る     |
| 二の一    | 地番 |                                 |             |                          |       |                            | 八七、七七七    | 八、七七七七   | 主伐として伐採をすることができ、当該立木の所在する市 | (附属明細書)のとお | (附属明細書)のとお | (附属明細書)のとお |
| 六・四七七〇 |    |                                 |             |                          |       |                            |           |          |                            |            |            |            |

### 告示

合農林事務所)  
土地改良区の役員の就任の届出(由利総合農林事務所)  
土地改良区の役員の退任の届出(仙北総合農林事務所)  
県営土地改良事業計画の決定(仙北総合農林事務所)  
特定調達契約に係る落札者の決定(管財課)  
教育委員会規則  
秋田県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則(一・教育庁総務課)  
秋田県教育委員会の所管に属する公益信託の引受け及び監督に関する規則の一部を改正する規則(二・教育庁総務課)  
公安委員会告示  
猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の実施(一二)

#### 秋田県告示第九十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十四年二月十五日

秋田県知事 寺田典城

|                                |
|--------------------------------|
| "                              |
| "                              |
| "                              |
| 二の二二                           |
| 五、八四七                          |
| 〇・五八四七                         |
| 〇・五八四七                         |
| 風害の防備                          |
| 町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとす |

(「附属明細書」は、省略し、林務部森林土木課及び秋田総合農林事務所並びに男鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第九十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

一 道路の区域

| 県道 | 道路の種類 |   | 路線名    | 区 | 間                         | 敷地の幅員(メートル)  | 延長(キロメートル) |
|----|-------|---|--------|---|---------------------------|--------------|------------|
|    | 新     | 旧 |        |   |                           |              |            |
|    |       |   | 能代五城目線 |   | 能代市松山字三竹二番一から字地蔵下一三番一地先まで | 一八・〇〇〇～三三・八〇 | 〇・一六〇      |
|    |       |   | 能代五城目線 |   | "                         | 一七・六〇〇～二二・〇〇 | 〇・一六〇      |

平成十四年二月十五日

秋田県知事 寺田典城

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課  
 (二) 期間 平成十四年二月十五日から同月二十八日まで

秋田県告示第九十四号

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第五十七条第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人の指定事項の変更の届出があったので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。

平成十四年二月十五日

秋田県知事 寺田典城

| 売りさばき人の住所及び氏名 |                             |
|---------------|-----------------------------|
| 変更後           | 本荘市荒町字峙台一番地一<br>由利連合猟友会     |
| 変更前           | 本荘市出戸町字水林三百六十六番地<br>由利連合猟友会 |

秋田県告示第九十五号

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第五十七条第四項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき場所の変更の承認をしたので、同規則第五十九条の規定

に基づき、告示する。  
平成十四年二月十五日

秋田県知事 寺田典城

|                        |                        |                          |
|------------------------|------------------------|--------------------------|
| 売りさばき人の住所及び氏名          | 変更後                    | 売りさばき場所                  |
| 本荘市荒町字峙台一番地<br>由利連合猟友会 | 本荘市荒町字峙台一番地<br>由利連合猟友会 | 本荘市花畑二丁目六十七番地<br>由利連合猟友会 |
| 変更前                    |                        |                          |

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、鹿角市十和田草木字家ノ上十三番地佐藤幸夫ほか十六人から申請があつた県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。  
平成十四年二月十五日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（二本柳地区ほ場整備事業（担い手育成型））（計画書の写し）
- 二 縦覧期間 平成十四年二月十八日から同年三月十五日まで
- 三 縦覧場所 鹿角市役所

平成十四年二月八日県営土地改良事業（小淵地区土地改良総合整備事業（一般型））の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。  
平成十四年二月十五日

秋田県知事 寺田典城

平成十四年二月五日県営土地改良事業（悪戸地区県営ほ場整備事業（担い手育成型））の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十四年二月十五日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、秋田市旭川筋土地改良区から次のとおり役員（の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する）。  
平成十四年二月十五日

秋田県知事 寺田典城

退任理事の住所及び氏名  
秋田市泉三嶽根七番地十七号 石塚 民 男

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、雄和町中央土地改良区からなされた新たな土地改良事業の施行に係る申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。  
平成十四年二月十五日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業（樺川地区基盤整備促進事業（かんがい排水））（計画書及び定款の写し）
- 二 縦覧期間 平成十四年二月十八日から同年三月十五日まで
- 三 縦覧場所 雄和町役場

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、由利郡矢島町土地改良区から次のとおり役員（の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する）。  
平成十四年二月十五日

秋田県知事 寺田典城

- 一 就任理事の住所及び氏名  
本荘市宮内字上下野百三十四番地 佐藤 信一  
" 玉ノ池字元屋布八十九番地 豊 嶋 堅一  
" 葛法字轄田十七番地 阿 部 博  
" 船岡字大平野七十八番地 渡 会 利男  
" 藤崎字後野二百四番地の三 阿 部 春男  
" 埋田字元工伝二十番地 鈴 木 孝学  
" 出戸町字鶴沼十六番地の二 工 藤 孝行

二 本荘市薬師堂字上二本木六十七番地 佐藤 秀雄  
 就任監事の住所及び氏名  
 本荘市薬師堂字上原五十番地 佐藤 勉  
 " 出戸町字内正脇五十三番地 岡 本文典  
 " 赤沼町七十二番地 加藤 良光

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、秋田県仙北平野東部土地改良区から次のとおり役員(の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。  
 平成十四年二月十五日

退任理事の住所及び氏名 秋田県知事 寺 田 典 城  
 仙北郡太田町国見字相野百三十番地 小 松 俊 雄

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、仙北郡西仙北町土川字上野十九番地田口練太郎ほか十六人から申請があつた県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。  
 平成十四年二月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城  
 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(大滝沢地区ため池等整備事業(一般型)(計画書の写し)  
 二 縦覧期間 平成十四年二月十八日から同年三月十五日まで  
 三 縦覧場所 西仙北町役場

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条の規定により、公示する。  
 平成十四年二月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城  
 一(一) 落札に係る物品の名称及び数量  
 パーソナルコンピュータ 四式  
 (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
 出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号  
 (三) 落札者を決定した日

(四) 平成十四年一月三十一日  
 落札者の名称及び住所  
 秋田リコー株式会社  
 秋田市卸町四丁目九番一号  
 落札金額  
 二千三百五十二万円

(六) 契約の相手方を決定した手続  
 一般競争入札  
 一般競争入札の公告を行った日  
 平成十三年十二月二十八日

(二) 落札に係る物品の名称及び数量  
 パーソナルコンピュータ 百二十二台  
 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
 出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号  
 落札者を決定した日  
 平成十四年一月三十一日

(四) 落札者の名称及び住所  
 東光コンピュータサービス株式会社  
 大館市御成町四丁目八番七十四号  
 落札金額  
 千九百七十七万六千五百七十円

(七) 一般競争入札  
 一般競争入札の公告を行った日  
 平成十三年十二月二十八日

(一) 落札に係る物品の名称及び数量  
 サーバ 十三式  
 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
 出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号  
 落札者を決定した日  
 平成十四年二月六日

(五) 落札者の名称及び住所  
 株式会社アチカ  
 秋田市山王二丁目一番五十四号  
 落札金額

- 千百七十三万九千円
- (六) 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日  
平成十四年一月八日

教育委員会規則

秋田県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年二月十五日

秋田県教育委員会委員長 米 田 愛 治

秋田県教育委員会規則第一号

秋田県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則

秋田県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和六十年秋田県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一条第六号中「、履歴書及び印鑑証明書」を「及び履歴書」に改める。  
第五条第二項中「就任承諾書」及び「及び印鑑証明書」を削る。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

秋田県教育委員会の所管に属する公益信託の引受け及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年二月十五日

秋田県教育委員会委員長 米 田 愛 治

秋田県教育委員会規則第二号

秋田県教育委員会の所管に属する公益信託の引受け及び監督に関する規則の一部を改正する規則

秋田県教育委員会の所管に属する公益信託の引受け及び監督に関する規則（昭和六十年秋田県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「及び印鑑証明書」を削り、同項第五号及び第六号中「、履歴書及び印鑑証明書」を「及び履歴書」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第12号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を実施するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の7第2項の規定に基づき、公表する。  
平成14年2月15日

秋田県公安委員会委員長 藤 井 明

- 1 実施年月日  
平成14年3月20日（水）午前9時から午後4時30分まで
  - 2 実施場所  
秋田市山王四丁目1番3号 秋田県職員会館
  - 3 講習科目及び講習時間数  
猟銃及び空気銃の所持に関する法令並びに猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いについて5時間実施する。
  - 4 受講定員  
30人
  - 5 受講申込みに必要な書類  
(1) 受講申込書 2通  
(2) 写真 2枚  
写真は、受講申込書を提出する前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で大きさが3センチメートル四方のものとする。  
なお、郵送による申込みは、受け付けない。
  - 6 受講申込み等  
(1) 申込み用紙の交付  
各受付場所において交付する。  
(2) 受付期間  
日曜日、土曜日及び休日（国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。）を除き、平成14年2月15日（金）から3月18日（月）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員30人で締め切る。  
(3) 受付場所  
住所地为管轄する県内の各警察署
  - 7 講習手数料  
6,800円
- 受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

8 その他

- (1) 講習終了後審査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。
- (2) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全課生活保安課危険物対策係（電話018 - 863 - 1111内線3173）又は県内の各警察署生活安全（保安）係に問い合わせること。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印 刷 所

印 刷 者

秋田県山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話(018)876682 FAX(018)876683  
 E-mail:matsubara@matsubaranatsusha.co.jp  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原印刷社

